

第12回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月17日（金）午前10時～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- ・京都府の緊急事態措置について

3 閉 会

第12回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月17日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ
よレ
るビ
参会
加議
シス
テム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置（案）

京都府

京都府緊急事態措置の概要

I. 区域 京都府全域

II. 期間 令和2年4月17日から令和2年5月6日
※施設の使用制限は4月18日0時から令和2年5月6日まで

III. 実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請 等
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請(特措法第45条第1項)

1. 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

【生活の維持に必要な場合(例)】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○物資調達…生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し

○健康維持…医療機関への通院、散歩・運動

○仕事……職場への出勤

⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請

○その他……銀行、役所など

2 イベントの開催自粛要請(特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

○開催規模: 大小を問わない

○場所: 屋内、屋外を問わない

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、

催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日改正)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項) 応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） 応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨を考慮し、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	

参考 「適切な感染防止策」についての取組例

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用)
	・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用)

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称: 京都府緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月17日(金)

開設時間: 平日9時～18時
(ただし、令和2年4月18日(土)、19日(日)は開設します。)

受付方法: 専用電話(3回線)

受付電話番号: 075-414-5907

※京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年4月17日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況（4月16日まで）

府内感染確認者総数	225人
-----------	------

(参考)

令和2年4月16日現在

PCR検査実施人数							
	PCR検査陰性者数	PCR検査陽性者数	退 院 ・ 解 除	入 院 中 ・ 調 整 中	宿 泊 施 設	自 宅 療 養	死 亡
2748	2523	225	62	148	12	0	3

※4月16日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、京都市陽性者は含む)

※宿泊施設及び自宅療養は4月15日から開始

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期 日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定) 府内感染者確認(1例目)	対策本部設置 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	府市合同記者会見(知事)
2月 1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月12日(水)		第2回対策本部会議(知事)
2月13日(木)	緊急対応策決定	
2月21日(金)		第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	国対策基本方針決定 全国知事会対策本部設置	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	第4回対策本部会議(知事)
3月 2日(月)	関西広域連合対策本部設置	
3月 3日(火)		第5回対策本部会議(知事)
3月 5日(木)		第6回対策本部会議(知事)
3月 9日(月)		緊急知事会見(知事)
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定	
3月11日(水)		第7回対策本部会議(知事)
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
3月17日(火)		臨時知事会見(知事)
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	第8回対策本部会議(知事)
3月24日(火)		第9回対策本部会議(知事)
3月26日(木)	特措法に基づく府対策本部設置	特措法に基づく府対策本部設置
3月28日(土)	基本的対処方針決定	
3月30日(月)		緊急知事会見(知事)

期 日	国等の動向等	京都府対応
4月 1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	京都府専門家会議
4月 2日(木)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)
4月 3日(金)		臨時記者会見(知事・教育長)
4月 6日(月)		臨時記者会見(知事)
4月 7日(火)	基本的対処方針改正 7都府県に緊急事態宣言発出	記者会見(教育長)
4月 8日(水)		京都府専門家会議 第11回対策本部会議(知事)
4月10日(金)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長) 緊急事態宣言発出要請
4月14日(火)		臨時記者会見(知事)
4月16日(木)	基本的対処方針改正 47都道府県に緊急事態宣言発出	

3 京都府の主な取組

(1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から31医療機関(4月7日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日、4月8日、9日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者の増加に伴う、重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受け入れ医療機関の調整等を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日、4月10日～DMATに要請)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)
- 府内30病院へ病床の確保を依頼(知事、京大病院長、府立医大病院長連名)(4月3日～4月10日)
- 軽症者等について民間宿泊施設での療養(京都平安ホテル68室)を開始(4月15日から)
- 軽症者等向けの宿泊施設募集開始(4月15日から22日まで)
- 不足する医療資材を安定的に確保する仕組みを構築するため、京都府医療資材コントロールセンターを設置(4月14日)

(検査実施状況)

(4月16日現在*¹)

検査機関	合計	京都府 京都市	国立感染症 研究所	民間検査機関
検査人数	2748 人	2487 人	1 人	260 人
陽性	225 人	191 人	1 人	33* ² 人
陰性	2523 人	2296 人	0 人	227* ³ 人

*¹4月16日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、京都市陽性者は含む)

*²京大病院実施分(7件)を含む

*³民間検査機関での実施分

(2) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号、5月号(予定))、新聞広告(3月14日、3月28日))等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施(3月3日、3月10日(知事)、3月13日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)
- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)
- LINE公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのお願い』を掲載(4月3日)
- 知事による報道番組(テレビ)へ出演(4月10日(読売テレビ)、4月15日(毎日放送・NHK)、4月17日(毎日放送・KBS京都予定))

(専用相談窓口相談件数)

(4月16日18時現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～4月16日	11,423件	7,823件	日平均 326件
合計	12,319件	8,308件	
	20,627件		

(府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数)

(4月12日現在)

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月1日～5日	859	学校再開について
4月6日～12日	922	緊急事態宣言、給付金・融資・補償について

(3) 中小企業等への支援

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、2月13日に議決された「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)
- (申込状況)4月3日時点 ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証の合計申込 1594件
- セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。
※指定期間は2月18日から6月1日まで
併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)

- セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)

※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)

- 「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)

- 国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)

- 府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)

- 令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)

※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始

- 「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)

- 「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)

- 府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を作成、各事業者へ周知(3月27日)

- 新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置(4月2日)

- 「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取(4月3日)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都市内の事業所における対応について、各事業者へ周知(4月8日)

- 「新型コロナ感染症の影響による特別就労相談窓口」でのWEBを通じたカウンセリング及びマッチング支援の実施(4月10日)

- 「京都金融支援ネットワークチーム会議」を開催し、金融機関の実務者から意見等を聴取(4月10日)

(4) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ、3月19日に議決された生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)

※申込:市区町村社会福祉協議会 問い合わせ:京都府社会福祉協議会

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けることができる場合がある旨周知。(3月19日)

- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

(5) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日) 申請15件

(6) 京都舞鶴港等の状況

○港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

＜上陸拒否対象地域＞

- ・アジア: 中国ほか9カ国
 - ・大洋州: オーストラリアほか1カ国
 - ・北米: 米国ほか1カ国
 - ・中南米: エクアドルほか5カ国
 - ・欧州: 英国ほか43カ国
 - ・中東: イスラエルほか3カ国
 - ・アフリカ: エジプトほか4カ国
- 計73カ国(4月3日～)

○京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・コスタ・ベネチア(4月3日予定) ・ル・ソレアル(4月29日予定)
- ・にっぽん丸(5月1日) ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
- ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)・ル・ソレアル(5月15日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定) ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

○宮津港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・ばしふいっくびいなす(5月11日)

(7) 府主催イベント等

今後の府主催イベント等について下記方針を確認(4月8日府対策本部会議)

- 府主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日まで全面中止する。
- 府立体育館、府立植物園、文化博物館等、府関連の文化施設、社会教育施設等は、原則として当面5月6日まで閉館とする。

(8) 府民へのメッセージ

○4月2日知事市長緊急メッセージ

- ・人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- ・学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請
- ・帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- ・事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請

○4月10日緊急事態宣言の要請にともなう知事市長緊急メッセージ

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛を要請
- ・多人数での会食、10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛、不要不急の買いだめの自粛等を要請
- ・大学等へ、当面、ゴールデンウィークを目途に、登校による授業開始の延期要請

(9) 小中学校、高校等の臨時休業等

(府立学校)

○京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏の学校について、令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで臨時休業を実施

○特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応(市町(組合)立学校)

○南丹市以南の学校は、一部の市町を除き、1週間から1ヶ月程度臨時休業を実施

(私立学校)

- 府内の私立小、中、高に対して、ゴールデンウィークまでの休業延長を要請
- 私立幼稚園については、教育機関であるとともに、保育機能を有していることもあり要請の対象外となっており、保護者のニーズ等、各園の事情に応じた対応を要請

(保育園等)

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)

(10)府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用)
時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)

(出勤状況)

(2月25日から4月10日までの累計)

出 勤 形 態	実施者数(合計4,782人)		備 考
	公共交通機関利用	子の世話	
8時00分出勤(30分前倒)	2,634人	14人	対象者 (公共交通機関利用通勤者 又は子の世話をを行う職員)
9時00分出勤(30分後倒)	1,144人	20人	
9時30分出勤(1時間後倒)	970人	0人	

- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)
- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)

(11)府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

(12)マスク等の配布

- 府の所持するマスク(約71万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日～18日)
- 国の緊急対応策第2弾において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(3月23日～)

(13)国への要望等

○全国知事会

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (2月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言 (2月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明 (2月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言 (3月5日)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言 (3月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望 (3月18日)
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
- ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（3月30日）
- ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～（4月2日）
- ・打倒コロナ！危機突破宣言（4月8日）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（4月8日）

○関西広域連合

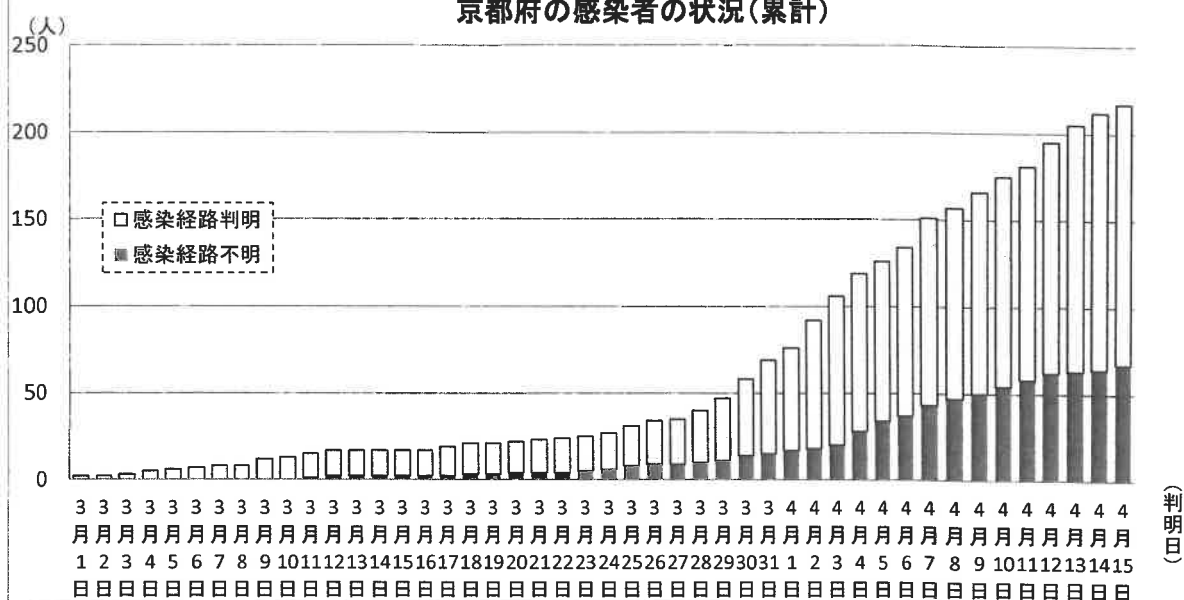
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望（3月19日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望（3月27日）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い（4月1日）
- ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ（4月8日）
- ・関西・外出しない宣言（4月8日）

○京都府

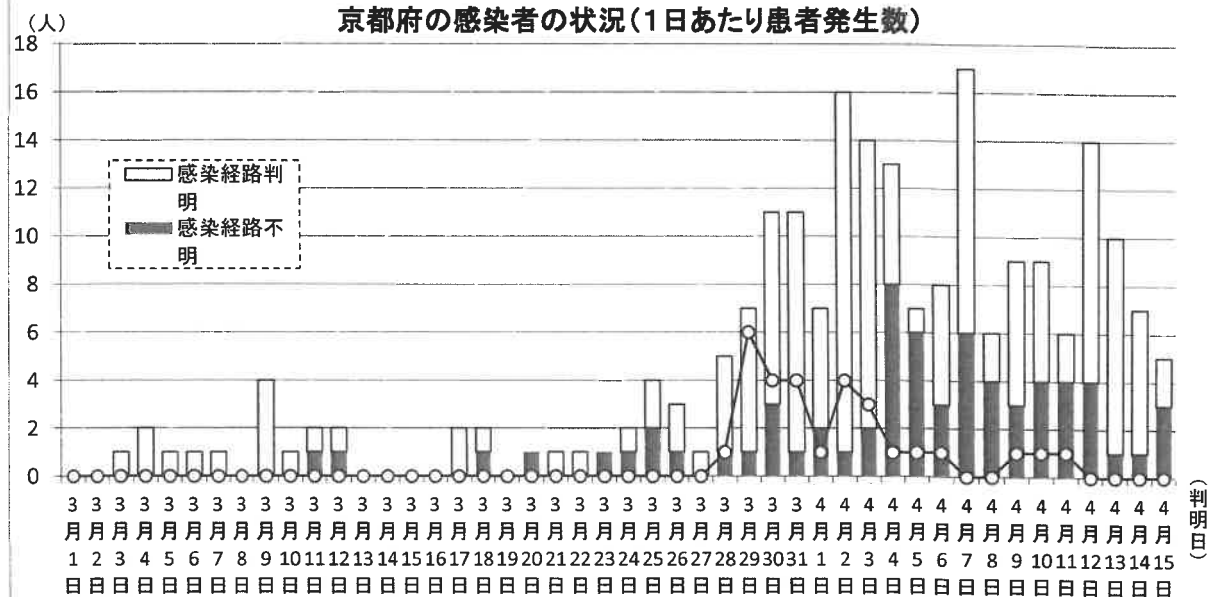
- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望（京都市、経済団体連名 3月9日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望（京都市連名 3月27日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望（京都市・経済団体・労働者団体連名 3月27日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望（3月27日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望（京都市連名 4月6日）
- ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望（4月6日）
 - 1 命を守るための医療提供体制の整備と感染拡大防止策の強化
 - 2 府民生活の安定・雇用の維持と、事業者の倒産防止や事業継続の強力な支援
 - 3 感染収束後の、国の総力を挙げた経済活動の再生と、強くしなやかな経済の再構築
 - 4 地域の情勢に応じた対策の実施への十分な支援
- ・緊急事態宣言の要請について（4月10日）

府内の感染状況

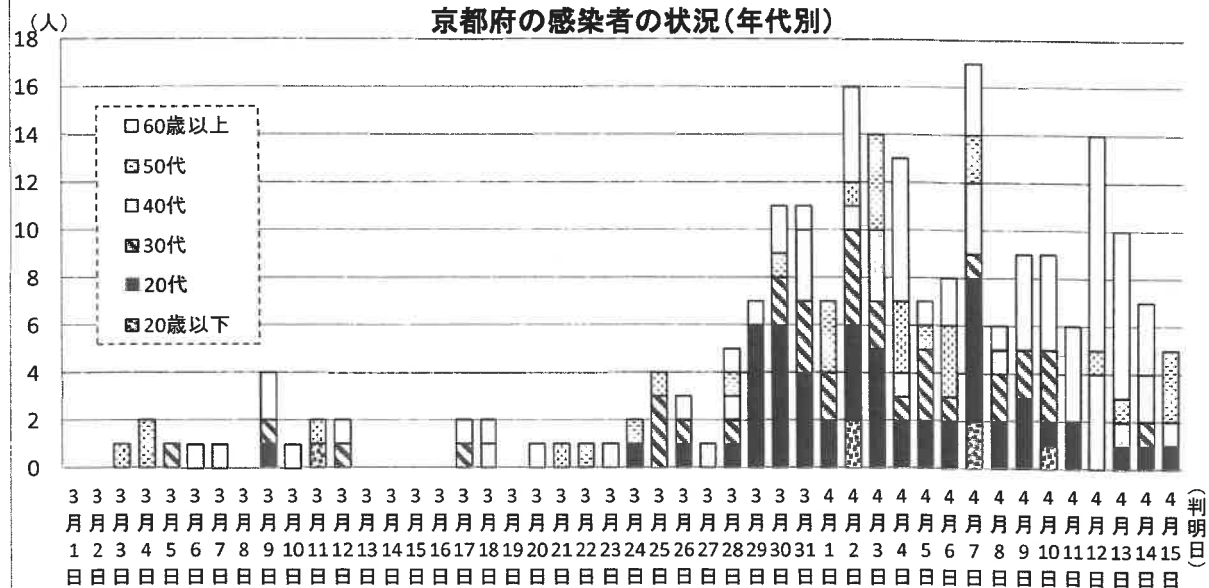
京都府の感染者の状況(累計)



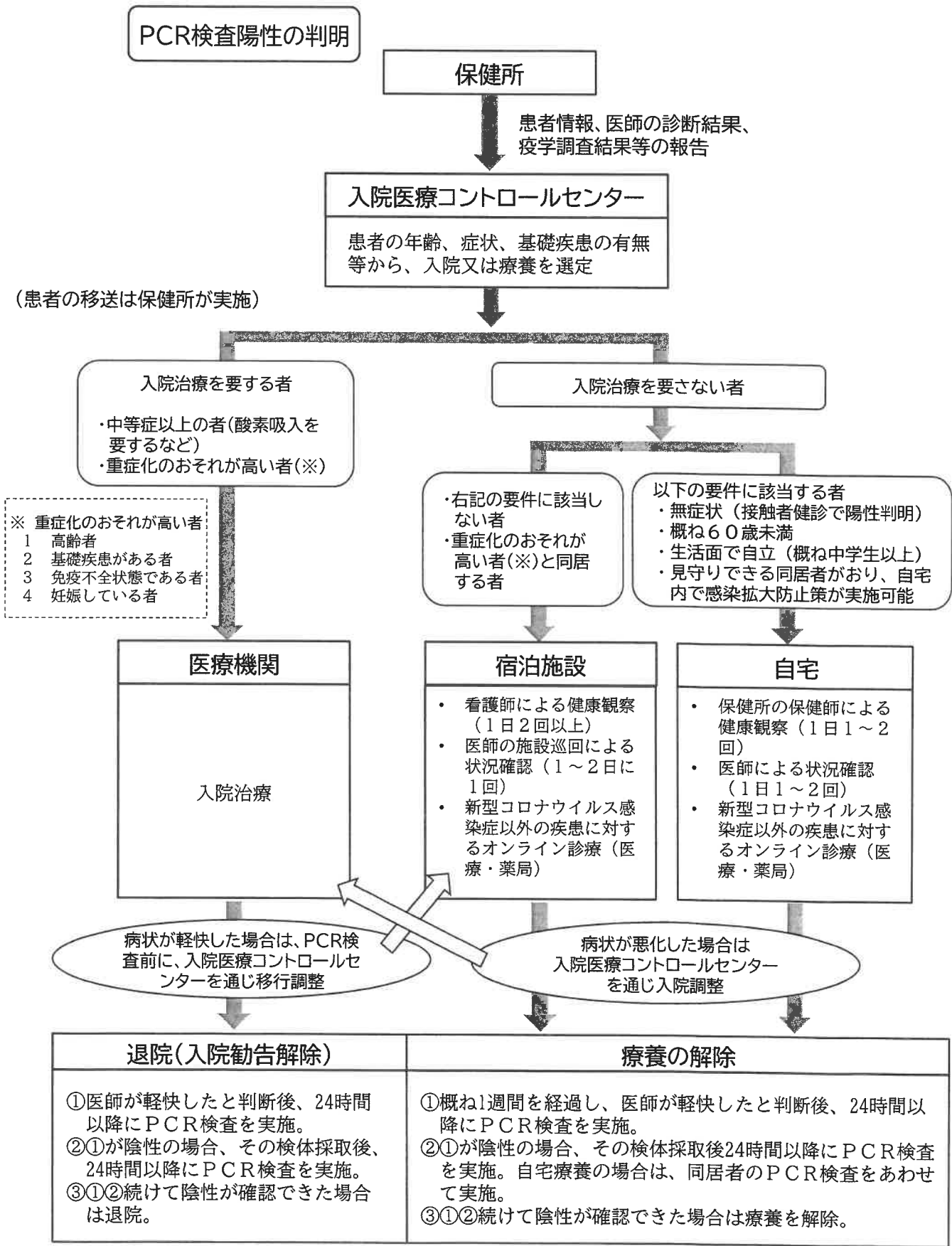
京都府の感染者の状況(1日あたり患者発生数)



京都府の感染者の状況(年代別)



新型コロナウイルス感染症患者の入院医療及び療養体制



・ いずれも、解除後フォローアップを実施(4週間:体調変化時に連絡を受けて対応)